



今後の温泉行政について ～新・湯治の推進～

坂口 隆¹⁾

(令和 5 年 11 月 15 日受付, 令和 6 年 1 月 28 日受理)

About Future Hot Spring Administration ～Promotion of ONSEN Stay～

Takashi SAKAGUCHI¹⁾

1. はじめに

我が国の温泉は、1300 年以上前に編纂された「古事記」や「日本書紀」に記載が確認されるほどの長い歴史を持ち、全国の海辺から山深い山間地まで、それぞれの泉質はもちろん、地域の自然や暮らしと相まって多種多様な温泉地を形作ってきました。現在、全国で約 3,000 カ所の温泉地がありますが、近代化が進み大きく暮らしが変わった現在においても、温泉施設への宿泊者だけでも年間 1 億数千万人（コロナ禍前の実績）を数えるほどに、温泉は我々の暮らしに溶け込んでいます。

しかしながら、旅行形態の変化やニーズの多様化、インバウンドの急増、新型コロナウイルス感染症の流行等、昨今の温泉地を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、このような変化にも柔軟に対応できる温泉地づくりが求められています。このため、環境省では近年、新たな温泉地活性化策として「新・湯治」の取組を推進しています。

2. 温泉地の現状

古来より、日本人は温泉が持つ力に魅せられ、病气やけがの治癒を切に願う人、農閑期にいとこの骨休めをする人が集い、温泉地が形成されてきました。明治期以降に我が国に西洋医学が導入されてからは、療養よりも保養・休養の場としての意味合いが大きくなり、また、観光地としての温泉地開発が進みました。戦後の高度経済成長期には「団体旅行」の宿泊地としての様相が強くなり、単なる宴会の場となり、旅館のみの滞在で終わる旅行者が増えるとともに、団体旅行に対応した大

¹⁾環境省. ¹⁾Ministry of the Environment.

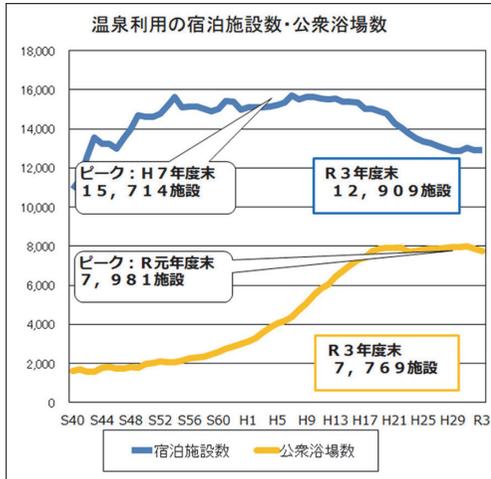


図 1

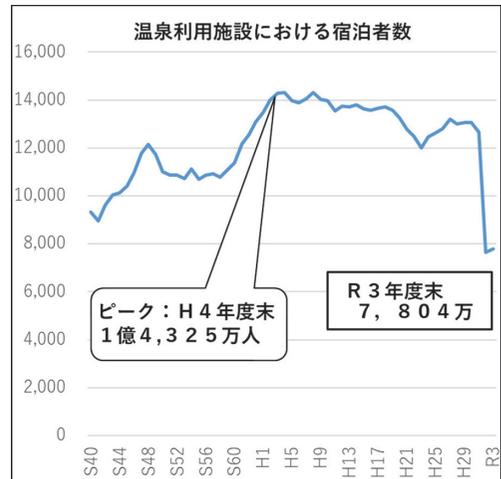


図 2

型ホテルの増加や歓楽街化が進みました。近年は団体旅行中心から個人旅行中心へと旅行形態が大きく変化し、これに対応できていない温泉地が置かれる状況は厳しく、温泉を有する宿泊施設は、平成7年の15,714施設をピークに令和3年度末では12,909施設と大きく減少しています(図1)。

一方で、昭和60年代から平成10年代にかけて、大深度掘削等の技術の進展に伴い、都市部においても日帰り温泉施設等の建設が急速に進み、昭和45年度末は全国で1,815施設だったものが、約4倍の最大7,981施設(令和元年度末)まで増加しています(図1)。

また、温泉を有する施設の宿泊者数も平成4年度の1億4,325万人をピークに徐々に減少し、東日本大震災により約1億2,000万人まで減少しました。その後やや復調し、近年は1億3,000万人前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(以下「コロナ禍」という。)に伴い、令和2年度には大きく減少しました(図2)。

家庭風呂の普及に伴い昭和の風情でもあった銭湯は徐々に姿を消してきましたが、前述のとおり、温泉を有する公共浴場数は平成に入り大幅に増加しています。この増加傾向には、都市近郊における温泉を有するスーパー銭湯等の公衆浴場の増加が寄与していると考えられ、日本人の温泉利用に対するニーズは未だに高いと推測されます。

また、コロナ禍前には、観光立国に向けた取組の成果もあり訪日外国人観光客が急増し、「温泉」は来訪目的の1つとして挙げられるなど、「温泉」が持つ訴求力は地方創生にとっても重要なコンテンツとなっています。令和5年春に新型コロナウイルス感染症が指定感染症5類に移行したことに伴う訪日外国人観光客や国内旅行者の回復基調によって温泉地にも賑わいが戻りつつあります。

一方で、多くの温泉地は過疎化や高齢化が進み、これからの地域を担う若者が少ないことなど労働力不足という従前からの課題があり、これに加え、旅館や観光施設などではコロナ禍で削減した従業員が戻らないなど、温泉地では今後の旅行者の増加に向けた受け入れ体制の確保が課題となっています。

3. 地域資源を活かした温泉地の活性化に向けて

環境省においては、旅行形態の変化に伴う温泉地の衰退の現状や超高齢化・高ストレスなどの社

会の変化を踏まえた健康寿命の延伸，ワークライフバランスの確保などの新たな課題を踏まえ，温泉地をどのように活性化すべきか検討するため平成 29 年度に有識者会議を立ち上げ，3 回の検討を経て「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言～『新・湯治-ONSEN stay』の推進」をとりまとめました。

『新・湯治』とは，従来の「湯治」のイメージである「主に温泉入浴を中心とした療養」を含みつつ，より積極的に周辺の自然環境や歴史・文化・食等の地域資源に触れるようなプログラムを経験し，温泉地全体を楽しみながら，心身ともにリフレッシュする，現代のライフスタイルに合った新しい温泉地の過ごし方です（図 3）。

4. 『新・湯治』の取組について

この『新・湯治』を具体的に進めるための施策として「新・湯治推進プラン」に取り組んでおり，同プランは，①「楽しく，元気になるプログラムの提供」，②「温泉地の環境づくり」，③「『新・湯治』の効果の把握と普及，全国展開」の 3 本の柱により構成されています（図 4）。地域においてこれらを具体的に進めていくためには，地域会社や観光関連組織（DMO や DMC など）の活用等により，地域全体で課題解決をする仕組み・体制をつくるとともに，地域外の民間企業等との連携，関係省庁による連携・支援などによりさらに発展させていくことが望まれます。

①「楽しく，元気になるプログラムの提供」では，自然環境，歴史文化，食などの地域資源を損なわず，質が確保されるようなルールのもとで，より充実したプログラムを提供するとともに，多様な温泉地間でこれらの取組の情報を共有し，新たな取組に繋げていくことを目指しています。

環境省では，温泉地活性化のための新たなコンテンツを創出することを目的として，新・湯治コンテンツモデル調査を実施しています。当該調査においては，チーム員からテーマを募集し，温泉地全体を活かした滞在プログラムを試行的に実施することで，これらのコンテンツのニーズや実現可能性を実証し，その結果のフィードバックや成果の情報発信などを行っています。

また，温泉地間の連携に向けたプラットフォームである「チーム新・湯治」を運営し，全国大会，セミナーの開催，メールマガジン，ニュースレターの発行などを通じて温泉地の活性化につながる情報交換・意見交換の場を創出することで，温泉地の特色を活かした新たなプログラムの創出や，温泉地と企業等のマッチングの支援等を行っています。

令和 5 年度 10 月現在で「チーム新・湯治」には 400 以上の行政・企業・団体等が参加しており，



図 3

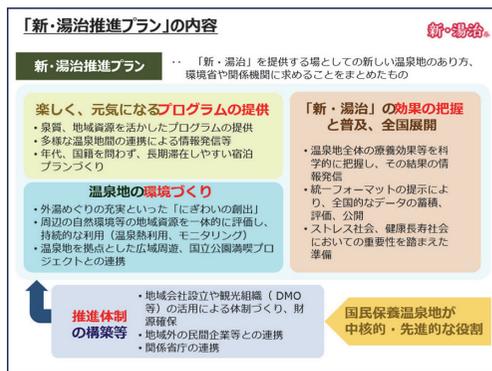


図 4

これまで全国大会を5回、セミナーを14回開催しています。セミナーや全国大会では、温泉地の再生の取組、働き方改革と温泉地でのワーケーション、温泉地と健康、温泉地の歴史文化など様々なテーマで先進事例を取り上げ、チーム員での情報共有や意見交換を進めてきました。

- ② 「温泉地の環境づくり」については、温泉地への滞在が一つの宿泊施設で完結するのではなく、地域製品の飲食、外湯めぐり、手湯・足湯など宿泊者が温泉街に繰り出す要因となるような地域が一体となったにぎわいの創出を目指しています。

また、温泉あってこそ温泉地であり、源泉の保全と持続的活用の重要性について、地域全体で認識を共有することが重要です。実際の保全・活用の取組にあたっては、資源を無駄にしないという観点で熱の有効利用、更には、熱を活かした特産品の製造などの取組も期待されます。

温泉熱はこれまでも融雪や暖房などに活用されてきましたが、近年は温泉熱を活用した農業、養殖など、温泉熱はアイデア次第でさまざまな用途に利用することが可能な資源です。

このため、環境省では「温泉熱の有効活用に関するガイドライン」や「温泉熱利用事例集」、「温泉熱利用検討ツール」などを作成するとともに、毎年「温泉熱の有効活用促進セミナーを開催」するなど地域で温泉熱の有効利用を考える方々の支援を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行前にはインバウンド需要が急増し、温泉地へのニーズも高まってきたことから、温泉地での訪日外国人旅行者の受け入れに活用していただくことを目的として、温泉の基本的な入浴の方法を解説した「あんしん・あんぜんな温泉利用のいろは」を多言語で作成し、関係機関等に提供しています。

- ③ 「『新・湯治』の効果の把握と普及、全国展開」では、平成30年度から令和2年度の3カ年で実施した温泉地の滞在効果に関する1万件を超える全国アンケート調査の解析を行い、温泉地での入浴・滞在によって利用者が主観的に感じる効果について傾向を把握するとともに、温泉地が大学や医療機関などの専門機関と連携し、『新・湯治』の科学的効果を検証する「協同モデル調査」を実施しました。

全国アンケート調査では、温泉地滞在中に入浴以外の他のアクティビティを併せて行った利用者や、年間を通じて高頻度で温泉を訪れる利用者がより良い心身の変化を得られたことなどの一定の傾向が結果として得られています(図5)。また、協同モデル調査では、一部の例にはなりますが、感情尺度がよりポジティブに変化する、血圧やストレスレベルの下降が見られるといった温泉地滞在による効果が得られています。

5. 国民保養温泉地の活性化

環境省では、温泉法第29条に基づき、国民保養温泉地を指定しています。国民保養温泉地は、温泉地の歓楽街化が進む中で、国民が安心して保養休養できる温泉地を残すため、湯量が豊富で療養泉であるなど一定の要件を満たし、国民の保養休養に重要な役割を果たす温泉地を環境大臣が指定する制度です。

有識者会議ではその現状について「趣旨や指定温泉地の魅力が十分に知られておらず、旅行

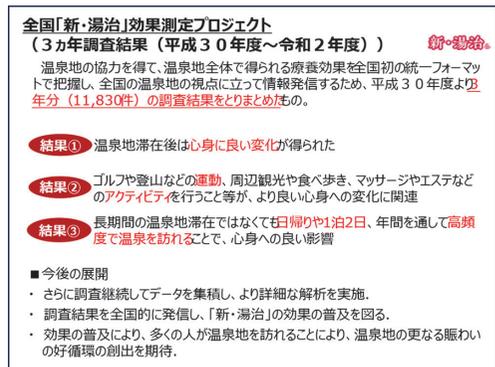


図 5

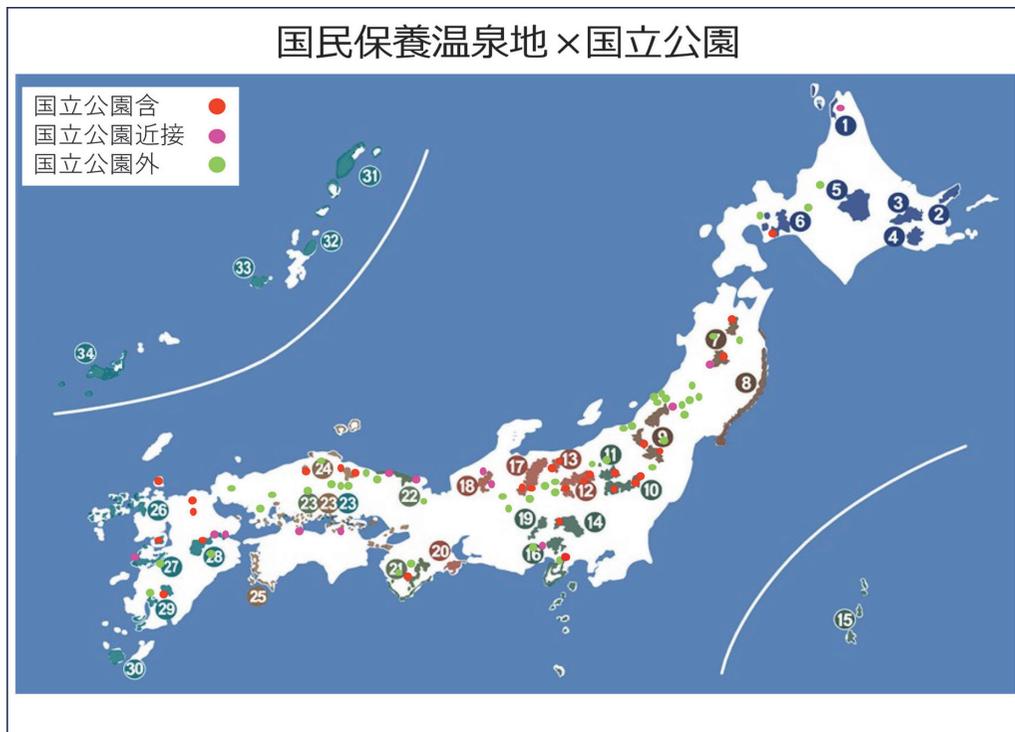


図 6

者が温泉地を選択するときの理由となり得ていない。また、温泉地側も心身のリフレッシュの場としての磨きあげや、保養のための滞在環境の整備が図られているとは言いがたい。」と評価されており、国民保養温泉地を「新・湯治」の中核を担う温泉地として活性化することが求められています。

国民保養温泉地の半数近くは、我が国を代表する自然の風景地として保護されている国立公園内又は近接する地域にあり、これらの温泉地は国立公園利用者が宿泊する重要な拠点ともなっています（図 6）。国民保養温泉地での滞在や入浴と地域資源である優れた自然景観や、自然に育まれた歴史文化、大自然の中でのアクティビティなどをプログラムとして組み合わせることで魅力を磨き上げて長期の滞在などに繋げ温泉地の活性化を図るため、自然公園行政とも連携した取組を進めています。

具体的には、自然探勝やトレッキング、スキー、カヤックといったアクティビティなどの自然資源を活かしたプログラム検討やインタープリテーションの充実などの高付加価値化に向けた支援などを行っています。



図 7

6. 『新・湯治』で目指すこと

昨今の温泉地は、前述したような社会情勢の変化に加え、コロナ禍による観光地全体への打撃、ロシア・ウクライナ危機による燃料費の高騰など、温泉地の持続可能性を揺るがす様々な課題に直面しております。環境省としては、「新・湯治」の様々な施策を通じ、温泉地において多種多様な連携が生まれ、これまでになかった新しい取組や温泉地の環境整備、効果的なPR等が促進されるよう、今後一層努めてまいります。これにより、それぞれの温泉地の魅力が再発見され、効果的な誘客につながり、ますます温泉地が活性化し、地方創生にも繋がっていくことを期待しています（図7）。